

平成28年7月28日

報道各位

一般社団法人マンション管理業協会

平成29年度税制改正に関する要望について

一般社団法人マンション管理業協会（所在地：東京都港区、理事長：山根弘美）は、平成29年度税制改正に関する要望を、石井国土交通大臣宛に提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

【 税制改正要望の概要 】

平成27年度からの我が国経済は、中国をはじめとしたアジア新興国の経済減速による影響が懸念されましたが、政府・日本銀行による財政政策・金融政策の効果により、一般的な企業業績は、改善傾向、回復基調が続いたものと認識しています。その一方で、6月23日におこったイギリスのEU離脱、引き続いての中国の景気減速懸念、さらには10月に予定されるアメリカ大統領選挙の動向など、世界的な経済情勢の先行き不透明感、不安感があることから、企業の内部留保の拡大などが裏付けるように、設備投資、労働者の実質賃金の上昇などは、明らかな改善があるとはいえず、この7月の参議院選挙でも、候補者間で大きな争点にもなっているところです。

分譲マンションは、今や1,513万人が住まう（貴省調べ）国民が居住する重要かつ一般的な居住形態となっており、当協会は、そのうちの約91.6%(564万7千戸)を管理受託しているところでございますが、管理不全のない良質な分譲マンションストックの維持や課題解決にかかる取組みは、当協会にとって、喫緊の課題であると認識しており、実現に向けては、国策による力強い後押しが必要と考えるところです。

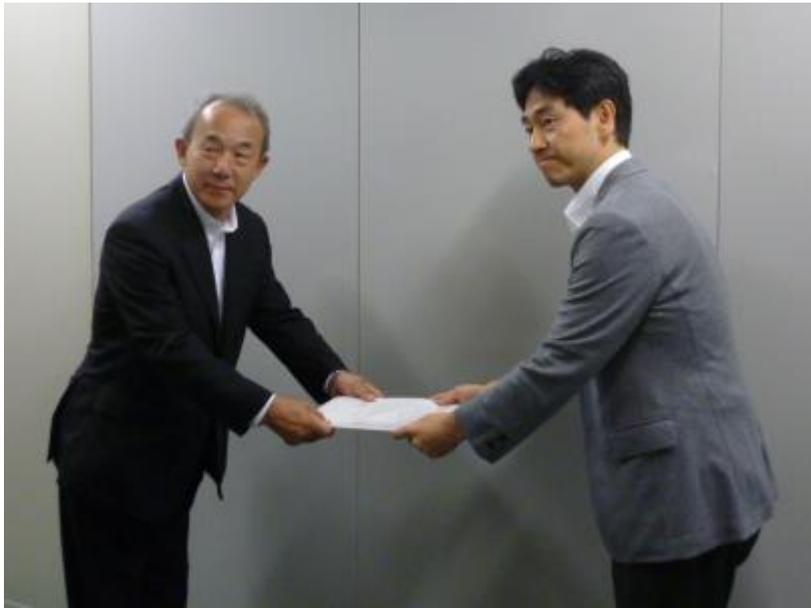
この度の平成29年度税制改正のご検討にあたりまして、消費税率の8%から10%への引上げは、一旦、平成31年10月まで二年半、先送りとはなりましたが、昨年引き続いて、分譲マンションが関係する税制、とりわけ、建物に安全かつ安心して長く居住する上で不可欠な大規模修繕工事にかかる消費税の軽減税率の適用、またはこれに相応する措置につき要望いたしますので、その実現につきまして格段のご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

大規模修繕工事にかかる消費税の軽減税率の適用について

マンション管理組合が発注する大規模修繕工事にかかる消費税は、軽減税率を適用いただきたいと存じます（またはこれに相応する措置）。

【 提出状況 】

平成28年7月27日、国土交通省住宅局淡野市街地建築課長に対して、岡本副理事長(業務・税制委員長)より要望書を提出しました。



要望書提出

(左：岡本副理事長、右：淡野課長)

【 資料リンク先 】

要望書面 <http://www.kanrikyo.or.jp/news/data/20160727-1gyoumu.pdf>

補足資料 <http://www.kanrikyo.or.jp/news/data/20160727-2gyoumu.pdf>

一般社団法人 マンション管理業協会

所在地：東京都港区虎ノ門1-13-3 虎ノ門東洋共同ビル2階

理事長：山根 弘美

設立：昭和54年10月

会員数：365社（平成28年6月末日現在）

本件お問い合わせ先：一般社団法人マンション管理業協会 03-3500-2721（担当：近藤・山岸・山崎）